

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 257 回

師走を向えて、大変な事故が発生しました。

どうも日本は何かあるとそこで始めて責任論が出始め、ワイワイガヤガヤ…

いやはやかまびすしいことです（もちろん事故にあわれた方々は大変気の毒なことですが）。

築 30 数年経てば老朽化し、事故が起こる確率は格段に高まることは想定できるにもかかわらず、適当な点検でお茶にごしをする、まさに太平楽の日本ですね…

ところで、12 月 4 日の日経新聞の中部経済連合会の三田会長の定例記者会見で「中部経済は春先ごろから徐々に回復する」との見通しが示されていました。理由は海外情勢の改善で輸出が持ち直し、自動車生産も底入れするからとのこと。

でも中小企業はどうかという先月号に書きましたように「金融円滑化法」の終了で、倒産・廃業企業がますます増加してくることとなります。

そして中国問題等と、むしろ一段と厳しい状況が想定されますね。

さらには石油価格等の上昇、公共料金の値上げ、そして増税と国民の消費意欲の低下を促すスクリープレーションの到来と恐ろしいことが起こりそうですね！！

こんな時やはり心掛けることの一番は「正見」（欲にとらわれず正しく見る…選挙もそうですが）をすることですね。そして人脈作りですね！！

来年も元気ががんばってください。
前田会計もよろしくお祈りします。

前田の《今人生を語る》第 162 回

めざめよ日本人[®]

この平成 20 年間、まさにふまじめと冗談としか思われぬような政策が次々と提唱され、実行に移された。

最近の例でも例えば、2009 年の政権交代選挙において「甘やかされた坊ちゃん」たちは「1 回やらせてみてもいいではないか」といったふまじめな調子で、冗談のようなマニフェストを掲げた民主党を政権の座につけた。

その結果が普天間基地移設問題、大震災と原発事故対応であり、そして T P P 問題である。

こんな国に誰がした → あなたがした → こんどこそ真面目に選挙をしよう。

そうしないとますます自殺者が増加し、日本は活力を失い、終わりを告げる。

考えよう、正見しよう、そして行動しよう。

☆☆

松村英治

I 税務調査手続等の改正

平成 23 年 12 月の改正で法定化された税務調査手続等は原則として、平成 25 年 1 月 1 日以後に開始する調査から適用されるが、従来においては、納税義務者や税務代理人のいずれかに対してのみ、通知を行っていたケースもあったようだが、今後は税務署等から双方に対して電話等で通知されることになった。

〈事前通知事項とは〉

- ① 実地の調査を行う旨
- ② 調査開始日時
- ③ 調査開始場所
- ④ 調査の目的
- ⑤ 調査の対象となる税目
- ⑥ 調査の対象となる期間
- ⑦ 調査の対象となる帳簿書類その他の物件
- ⑧ 調査の相手方である納税義務者の氏名及び住所又は居所
- ⑨ 調査を行う当該職員の氏名及び所属官署
- ⑩ 調査開始日時又は調査開始場所の変更に関する事項
- ⑪ 事前通知事項以外の事項について非違が疑われることになった場合には、当該事項に関し調査を行うことができる旨

⇒ 納税義務者への通知の際に、実地の調査を行う旨以外の事前通知事項（②～⑪）については、税務代理人を通じて伝えることで支障がないならば、納税義務者に対しては①のみを通知することで差しつかえがないこととされている。

納税義務者 ⇒ 申告書に署名した経理責任者や源泉徴収事務の責任者も含まれる

II 欠損金の繰越期間の延長

平成 20 年 4 月 1 日以後に終了した事業年度に生じた欠損金の繰越期間が 7 年から 9 年に延長されたことに伴って、欠損金の生じた事業年度の帳簿書類の保存が適用要件となった。

法人の帳簿書類の保存期間 ⇒ 7 年

↓

8 年、9 年前の欠損金を繰り越すには当然、8 年、9 年前の帳簿書類が必要となる。